

ランチミーティング実施要領

- 1 目的 この要領は、鴨川市におけるランチミーティング（以下「ミーティング」という。）の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 実施内容 市長が市長室等で、直接市民と昼食を共にしながら意見交換を行う。昼食・飲み物は、各自持参とする。市の出席者は、市長のほか市長が出席を必要と認める職員とする。
- 3 実施日 第3水曜日とする（ただし、議会月及び市民懇談会開催月を除く。）。令和7年度は、7月16日、8月20日、11月19日、1月21日、2月18日を予定。ただし、公務の都合等やむを得ない事情があった場合は、決定した日時を変更又は中止する場合がある。
- 4 実施時間 開庁日の昼休みの1時間（正午から午後1時まで）とする。
- 5 参加対象 市内在住又は在勤、在学の者とする（未就学児を連れての参加も可とする。）。参加人数は1回当たり5人程度とする。ただし、以下に該当する者を除く。
 - （1）市議会議員
 - （2）過去にミーティングに参加した者（ただし、待機している者が無い場合はこの限りではない。）
 - （3）政治的又は宗教的な者、暴力団、営利を目的とする者
 - （4）市と係争中の者
 - （5）その他、ミーティングの趣旨に照らし適当でないと認められる者
- 6 意見交換の内容 市政全般に関することとする。ただし、以下に該当する内容のものは除く。
 - （1）一方的な要望や陳情に関するもの
 - （2）政治・宗教・営利を目的とするもの
 - （3）特定の個人又は団体等に対する誹謗・中傷に関するもの
 - （4）市が係争中であるもの
 - （5）その他、ミーティングの趣旨に沿わないもの
- 7 内容の公表 市民に対して積極的な情報公開を行う観点から、ミーティングの要旨を作成し、様子の概要を広報誌やホームページ等で公表する場合がある。

8 参加者の募集・決定

- (1) 募集は広報かもがわ、ホームページ、SNS等で行う。申込み多数の場合は、市長が抽選を行い、参加者を決定する。
- (2) 参加希望者は別紙1「ランチミーティング申込書（以下「申込書」という。）」に必要事項を記入し、郵送、FAX、又はLogoフォームへの入力により、開催日前月の20日（土・日曜日、祝日の場合は翌開庁日）までに企画総務部総務課秘書広報室宛てに申し込む。
- (3) 抽選の結果、落選した場合、次回以降のミーティングに申し込むことができる。
- (4) 決定者には、申込書の希望する手段において通知する。

9 費用負担 ミーティング当日の飲食代については、参加者個人が負担するものとする。

10 個人情報の取扱い 応募者の個人情報は、ミーティング開催に係る事務にのみ使用する。

11 その他 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、総務課長が別に定める。

附則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。

ランチミーティング申込書

総務課秘書広報室 宛

ランチミーティングについて、「ランチミーティング実施要領」に基づく条件等を承諾の上、下記のとおり申し込みます。

記

1 申請者 ※幼児・未就学児を連れての参加も可	氏 名： 住 所：〒 ー 鴨川市 連 絡 先： 職 業： 年 齢（生年月日）： F A X（お持ちの場合）： メール（お持ちの場合）：
2 希望日 ※数字を○で囲む	1 7月16日（水） 2 8月20日（水） 3 11月19日（水） 4 1月21日（水） 5 2月18日（水）
3 結果通知先 ※数字を○で囲む	上記のうち 1 電話 2 F A X 3 メール
4 注意事項	個人情報、ミーティング開催に係る事務にのみ使用させていただきます。 市長と市民が自由な雰囲気、懇談する場とするため、ミーティングの趣旨に沿わないものはお断りします。内容によっては、懇談会を中断させていただくことがありますのでご了承ください。

※この欄は記入しないでください。

抽 選		備 考
抽選結果	年 月 日 <input type="checkbox"/> 決定 <input type="checkbox"/> 落選	